

要件	内容	添付書類	返還書類	申請料	届出の期限	備考	
新規・更新	指定工事店を新規に登録または更新する場合	<ul style="list-style-type: none"> 指定給水装置工事事業者指定申請書(様式1号) 機械器具調書(様式1号 別紙) 確約書(様式2号) 誓約書(様式3号) 指定・更新時確認調書 登記簿謄本または定款(法人) 住民票の写し(個人) 主任技術者証の写し 	なし	10000円 (納付書により 納入期限までに 納入してください)	新規:指定を受けようとする概ね30日前 更新:工事店証に記載の期限日の1年前から期限日まで	<ul style="list-style-type: none"> 新規の場合は現地確認。更新の場合、代わりに事業所の写真を添付すること。 	
変更	事業所の名称及び所在地	<ul style="list-style-type: none"> 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(様式5号) 登記簿謄本または定款(法人) 	旧指定工事店証	なし	届出のあった日から30日以内		
	氏名または名称、住所、法人にあっては代表者氏名の変更	<ul style="list-style-type: none"> 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(様式5号) 確約書(様式2号) 誓約書(様式3号) 登記簿謄本または定款(法人) 住民票の写し(個人) 	旧指定工事店証				
	役員の氏名変更(法人)	<ul style="list-style-type: none"> 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(様式5号) 確約書(様式2号) 誓約書(様式3号) 登記簿謄本または定款(法人) 	なし			市から発行書類なし	
	主任技術者の氏名・免状番号の変更	<ul style="list-style-type: none"> 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(様式5号) 主任技術者免状の写し 	なし			市から発行書類なし	
主任技術者	給水装置主任技術者を選任・解任する場合	<ul style="list-style-type: none"> 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(7号) 主任技術者免状の写し(新選任のみ) 	なし			<ul style="list-style-type: none"> 選任:指定を受けた日から14日以内 解任:当該事由が発生した日から14日以内 	市から発行書類なし
廃止・休止など	指定工事店を廃止・休止・再開する場合	<ul style="list-style-type: none"> 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書(様式6号) 	指定工事店証 (休止は一時預かり)			<ul style="list-style-type: none"> 廃止・休止は30日以内、再開は10日以内 	市から発行書類なし
汚損	工事店証を汚損または損失した場合	なし(申し出による)	なし		紛失・汚損後直ちに		